令和〇年（少）第〇〇〇〇号　建造物侵入・窃盗保護事件

**意　　見　　書**

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　御中

少　　　　年　　〇　　〇　　〇　　〇

付添人弁護士　　福　岡　　九　州　男

意　　見　　の　　趣　　旨

上記少年については、相当の期間、調査官の試験観察に付することが相当である。

意　　見　　の　　理　　由

第1　非行事実について

本件非行事実は、地元の友人らと一緒に深夜に店舗に侵入し、店舗内の現金10万円を盗み出したという建造物侵入・窃盗事件である。

いわゆる店舗荒らしの事案であり、非行内容自体としては軽微とは言い難いものの、友人に誘われる形で関わったものであり、少年自身が得た分け前も2万円であって他の少年よりも金額が少ない。

このような事情からも、関与はあくまで従属的なものであり、その前提で少年の要保護性や処分内容を検討する必要がある。

第2　要保護性について

　1　本件非行に至った原因

　　　少年は、前回審判で保護観察処分となった後、単発的な土木作業のアルバイトなどをしていたが、地元の友人と遊んだり、パチンコをしたりすることで金銭に窮するようになり、周囲から借金を重ねるようになった。

そのような状況の中で、金策に困っているときに、地元友人に誘われて本件非行に及んだというものである。

その意味では、少年の就労状況や経済状況、不良交友等が少年の抱えていた要保護性であり、本件非行に至った原因であるといえる。

2　逮捕以前から見られた少年の変化

少年は、本件非行の後、このままではいけないと自覚するようになり、派遣会社に登録して真面目に稼働するようになった。地元友人との遊興なども少なくなり始めており、パチンコもやめていて、少年は自分なりに現状の借金問題を受け止め、改善すべく努力していたものであるから、この点は少年の精神的な成長として捉えられるべきものである。

3　これまでの保護観察の状況

少年は、前回審判で保護観察処分となったが、本件非行に至るまで保護司のもとに欠席することなく真面目に通っており、保護司も少年の姿勢を評価して保護観察の解除を申請していた。

これに対しては、少年に複数の補導歴があることを理由に解除が認められなかったものであるが、これは仕事で夜遅くなった際に、金髪などの風貌を警察官に見とがめられて声を掛けられたに過ぎない。髪型についても、保護司より指摘を受けるや、自ら髪型を正していたのであって、少なくとも保護司の言うことには素直に従ってきていた。

その意味では、少年に対する保護観察処分は一定の機能を果たして来ていたのであり、今回の非行があったからといって保護観察の継続を否定する必要はない。

　4　少年の内省と更生への意欲

　　　少年は、今回逮捕され、観護措置となった中で、改めて自分自身の問題を見つめ直し、遊興費で借金を重ねたこと、それを周囲に相談することもなく、窃盗という手段で安易に乗り切ろうとしたことについて、反省を深めている。特に、パチンコやスロットその他のギャンブルについては、本件非行以降は行っておらず、今後もしないことを決意している。

また、少年は、ギャンブルで作った借金や、被害弁償金として父親が支出した金員、自動車の残ローンなどについて、今後は真面目に働いて自分の給料から支払っていくことを決意している。そして、自らの金銭管理に問題があることを自覚し、第三者にサポートしてもらうことの重要性を認識している。このように、本件非行に対する少年の内省は真摯なものであるといえ、再非行の可能性は十分に低下したと考えられる。

　5　家族関係の変化

少年については、無関心気味な父親と、過干渉気味な母親との関係性に問題があるということは、前回の審判時にも指摘されていたところである。

もっとも、今回の逮捕勾留や観護措置を通じて、両親は改めて少年との関わり方について再考し、少年の再非行防止に今以上に力を尽くすことを誓約しており、また自分たちの努力のみでは限界があることも素直に受け止め、第三者のサポートを受けることの重要性を自覚するに至ったものである。

　6　交友関係の変化

　　少年は、本件をきっかけに、地元の少年たちとの不良交友を断ち切ることとし、地元の友人とは距離を置くことを決意した。実際にも、少年は地元から遠く離れた地域で就労する見込みであるから、地元の不良交友が復活して再非行に至るという可能性はない。

　7　新たな就業先について

　少年は、今後について付添人と話し合い、付添人の紹介で、新たな就業先が見つかった。

　この就業先は、これまでに多数の非行少年を受け入れてきた会社であり、具体的な内容については中間報告書でも述べたとおりであるが、さらに資料を追加する。

少年が新たな就業先で働くこととなった場合、職場から約2キロメートルの距離にある寮で生活することになるが、ここは3度の食事が提供され、かつ門限も設定されており、規則正しい生活が確保できる。

さらに、新たな就業先では、少年の金銭管理に問題があることを踏まえ、少年の給料を一旦預かった上で、必要に応じて使途などを確認しながら渡すこととしている。少年も、自らの金銭管理の甘さが本件非行に結びついたことを受け止め、その指導に服する意向を示している。

8　被害弁償

　　本件では共犯者の弁護人が被害者と示談を成立させ、少年の父親がその内部負担金として５万円を負担した。この５万円については、少年は今後働いた給与の中から父親に返済していく予定である。

第3　結論

以上のとおり、少年自身は、本件非行や日頃の生活状況に対する内省を深め、更生への意欲を強く有している。また少年の両親も、少年を監護・養育していくことについてあらたな決意を有している。そして、何より重要なことに、少年には安定した勤務先が用意され、更生を支える環境が整っている。

これらの事情に鑑みれば、少年については、これまでの保護観察も一定の効果を上げていたところであり、直ちに少年院送致としなければ更生の見込みがないとはいえず、現時点でいきなり少年院送致の決定をすることは少年にとって著しく酷である。

従って、少年に関しては、直ちに少年院送致の決定を行うのではなく、いったん試験観察に付した上で、新たな就業先での就労を通じた社会内での更生が可能であるか否かを慎重に見極めることが必要かつ相当であり、その上で最終審判を決するべきである。

以　上

添付資料

資料1　雇用証明書

資料2　就労先資料